

第十六回 参議院厚生委員会會議録第十六号

昭和二十八年七月十六日(木曜日)午前
十時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 豊清君
委員 藤原 道子君
榊原 亨君
高野 一夫君
谷口三郎君
中山 壽彦君
横山 フタ君
林 丁君
廣瀬 久忠君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

政府委員

厚生省保険局長

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

説明員

厚生省保険局長

同医療課長

五十嵐義明君

○参考人の出席に付した事件

○健康保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○歯科医師法の一部を改正する法律案(林了君発議)
○委員(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。
○廣瀬久忠君 動議を提出いたします。す。らい予防法案審査のために参考人を呼ぶこととして、その人選その他は委員長及びこれに關する小委員長に任ずるといふ動議を提出いたします。
○委員(堂森芳夫君) 只今の廣瀬君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。よつてらい予防法案審査のため参考人を呼ぶことに決定いたしました。

○委員(堂森芳夫君) 先に健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたしました。が、これと関連いたしております厚生年金保険法の一部を改正する法律案、給付保険法の一部を改正する法律案、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、この四案は関連性のある法案でございますので一括議題といたしたいと思ひますが、如何でございますようか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。
それでは厚生年金保険法の一部を改正する法律案以下三案の説明を求めます。

○政府委員(久下勝次君) 健康保険法の一部改正につきましては前回御説明申上げたのでありますが、繰返して要点だけ申し上げますと、先ず第一は標準報酬の改定をいたしまして、最低三千元から最高三万六千円にいたすということでございます。その二は適用範囲の拡張をいたします。新たに六十一万人の被保険者を健康保険の中に取入れる。それから標準報酬の改定を今までの変更の都度やることになつておりましたのを年一回にするということ。最後に療養給付の期間を三年に延長する。この四点が改正の要点でございます。
厚生年金保険法におきましてもこの健康保険法の改正に伴います分だけの改正をいたしたいというのでございす。即ち第一は適用範囲の拡張でございます。健康保険法と厚生年金保険法とは御案内のように従来ともその適用の範囲は大体において一致している。殆んど一致しているのでございます。その意味合いにおきまして、健康保険法の一部改正を申上げたと同様に、改正を厚生年金保険法の場合においても、新たに土木、建築、教育、研究、疾病の治療、助産その他の医療、通信事業、報道及び社会福祉の事業まで拡張することにしたいたしました。この総数をおおむね六十一万人を新たに被保険者の中に加えることになるわけでございます。この点に關連いたしまして、先般健康保険法の改正につきまして委員のかたの

うちから通信報道の人員がわからないうからというお話がございました。調査をいたしましたので附加して申上げたいと思ひますが、通信関係が昭和二十六年の内閣統計局の事業所統計調査によりますと通信業というのが総数九千五百三十八人、五人以上の事業所に勤めておりますのが九千三百七人でございます。それから報道関係は資料がちよつと違つたのでございすが、全国主要新聞だけの調査しかございせん。これは昭和二十七年の八月一日現在諸新聞社の調査によりますれば、総数が五万六千七百七人ございまして、数字の出所が違ひますが、これを合せますと約七万五千人になるわけでございます。私どもといたしましては、すでにこの大新聞社などは殆んど例外なしに現在或いは法人の事務所というところで任意包括加入の方法によりまして健康保険法の適用を受けております。同時に又従つて厚生年金保険法の適用を受けております関係上、先ほど申しました六十一万の数字の中には大して影響はないものとしてこれを計上いたさなかつた次第であります。それから標準報酬の改定を同じく健康保険法と同じく行いたいのが改正の第二点でございますが、これは現在最低二千元ということで健康保険と同じようになつておりますのを三千元に上げましたが、最高は現行のまま八千円にとどめました。その中の区切りを健康保険法と同様に改定をいたしたいという事務上の改定でございます。

す。それから第三点は標準報酬の改定を年一回に限り八月一日現在の改定に改めたいというのでございす。これも健康保険で申上げたのと同様でございます。それから第四点は健康保険法におきまして療養の給付を三年に延長いたします。関係上、厚生年金の障害年金或いは障害手当金を給付いたします。前提として療養認定の時期を療養給付期間の延長に伴つて改定をする必要がございす。医師の治療を受けてから三年たつたところで改定をする、こういうふうに変更した次第であります。以上が厚生年金保険法の改正の内容でございます。これ自身としては格別に申上げることもないと思ひますが、念のためにこの制度につきまして根本改正の問題がございすから附加して申上げること御了承いただいたいと思ひます。厚生年金につきましては、本年末を以て坑内夫の一部の人々に對して本来の目的である養老年金の支給が開始せられることに相成るのであります。ところが現行の制度というものはインフレ進行中に極めて暫定的な措置として改正が行われておりました。恒久的な改正につきましては、経済事情の安定をいたした際にやるといふことで今日まで参つておるのであります。一方におきましては先ほど申上げましたごとく養老年金の支給が開始せられます関係、経済界もやや大分当時から比較すれば安定をしたと見られますので、この際我々としては法

文改正をいたすつもりであるのでありまして、すでに昨年来一応の私どもの試案を作り、社会保険審議会にも諮談の形式で御意見を伺つたりいたしておつたのでございます。ところが昨年暮までこの懇談の形式の御相談を続けておりましたのでありますが、労働双方の意見が根本的に食い違つておりまして、なか／＼意見が隔一するところが多かつたのであります。そこで取りあへずいろいろ予算その他の関係がございまして、暮で一応の話し合いを打ち切り、その当時までの各界の御意見を社会保険審議会会長から御報告を願ひ、これに基づいて私どものほうの改正案の再審査を進めております。現在殆んど実は最後の結論に近くなりつつあるのでございますが、肝心の数字計算のところは手間取つておりまして、まだ最後の案として確定のところに至らない実情でございまして、併しこれにいたしましては私どももいたしましては早急に結論を得まして社会保険審議会にも早期に諮問をいたし、十二月以降に発生いたします坑内夫の養老年金の支給につきましては万端漏れないようにいたしたい所存でございまして、従いまして先ほど申し上げました標準報酬の改定も最高額を現行の八千円に押えたのでございまして、これらの点も根本改正の際に考慮いたすつもりでございまして、その他部分的な改正を要する点を差当り考えないわけでないのでも制度の根本改正の際に考慮をいたそうとする所存でございまして、附加えて申し上げておく次第でございまして、

次は船員保険法の一部改正でございまして、これ又御案内の通り、船員保険法は健康保険法、厚生年金保険法の両制度を一つのうちに包含しておりますが、失業、労災等いわゆる小さいながらも総合保険の形をとつておるものでございまして、そこで健康保険法と厚生年金保険法の改正に伴ひまして、それと同様の改正をこの法律案につきましても行いたいというわけでございまして、即ち適用範囲の拡張はこの法律案にはございませぬけれども、療養給付期間の延長は健康保険法と同様に三カ年にするつもりでございまして、又障害手当なり、障害年金の療養の認定の時期につきましても厚生年金保険法の改正と同様に療養の給付開始後三年たつたときというふう

に改正をいたすのでございまして、ただ若干違ひます点は、船員保険につきましては傷病手当金の支給を療養の給付の延長に伴つて同様に三年にいたすというところが他の規定と違つておる。特に健康保険法と違ひ点でございまして、これは若干の御説明を要するものでございまして、私どもの考えとしては、医療保険の制度といたしましては、理想は飽くまでもやはり療養をして仕事を休んでおられる間に他に収入がなければ傷病手当金を支給して生活の安定をできるようにして行くのが本来の行き方であると考えておるものでございまして、健康保険法でそれができま

せんのは、前回申上げました通り専ら財政上の理由でございまして、船員保険につきましてはその点が若干事情が異なつておりました、一方におきましては被保険者代表のかか／＼、つまり被保険者全体の御意向として従来から船員という特殊な事情もあり、傷病手当金は、療養の給付期間全部に互つて支給をすることになつておつたのでござい

ます。具体的に申上げれば、二年の療養給付期間二年間傷病手当金をやつておつたのでございまして、この点は従来から健康保険とは実質上違つておつたのでございまして、そこで更にこれを三年に延長をして、傷病手当金を三年間出すというところは、実は船員保険財政の上から申しますと、これが非常に重荷になつておる実情でございまして、現在の保険料率を以ていたしましては、予定保険料を以てしてはこの点が延長困難の状態になつたのでござい

ます。ただたゞ／＼船員保険につきましましては、二、三年前から短期給付の面、つまりこの健康保障に関する部分に相当の赤字が出まして、長期保険の部分の積立金を食つておつたのでござい

こで先ず私は伺いたいのですが、先ほどのお話に、船員保険のほうは傷病手当金は三カ年だが、健康保険のほうはそう行つておらん、その理由は財政上の理由だ、こう言われておる。これについての見通しはどういう工合にお考えになつておられますか。

○政府委員(久下勝次君) お答え申し上げます。お話の通り傷病手当金の給付につきまして違いのありますことは財政上の理由でございます。先ずこの点につきまして私ども考えもし、検討もいたしました点は、保険料率の引上げができるかどうかという点でございます。この点は国会方面における従来か

意向、或いは私どもの知る限りにおきまします日本の現在の経済情勢等を勘案いたします場合には、保険料率の引上げを全体として行いますことは先ず不可能であり、不適當であるという結論に到達したわけでございます。従つてその面において保険財政収入を増すということは採用いたさなかつたのでございます。そうなりますと、又自然に残ります問題は、やかましく従来から言われておりますし、私ども自身も年来予算の要求を続けておりまして、給付費に対する国庫負担ということの實現を期待する以外にはないという結論に達しました。私どもとしては、国庫負担二割相当額の要求を、本年度の予算につきましてもやりました。これは従来からやつておる点でございますが、結果におきまして、政府全体の方針として容れるところとなりませんで、健康保険その他国民健康保険を除きましては、療養給付に対する国庫負担の實現を見ることができなかつた

わけでございます。従いまして、その点から止むを得ず、傷病手当金というものを療養給付期間において改定をすることができなかったものであります。

○廣瀬久忠君 今までも厚生当局としては大蔵省に要求しておつた。が、併し今までもそれが、成功しなかつた。併しそれが今回は、国民健康保険について一割五分に一応国庫負担が通つたわけでありまして、それを今回予算が、新聞等により増額されて、国民健康保険については二割、誠に然るべきことであると思ひます。そういう状況になつた場合においては、私はやはり是非とも、これは健康保険についても強く考へて頂きたい。できるならばやはり社会保険の体制を整えて、余り片手にはならないようにして行くという面からも又実質の上からも、是非ともこれは通して頂きたい。政府の負担、国庫の負担というのについて、成功するようにして頂きたいと思ひますが、この点についてははつきりとした見通しというものを持たなくちやいかん。こんなままにして片手には置いて置けるという目ですが、今のお話で要求はするといふのですが、我々としては少し強い希望を、この案に賛成するについては付けておきたいと思ふ。あなたがたの、政府当局の考へは、とれるという確信をお持ちでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) まだ確信の段階には至つておりません。と申しますのは、これは私から申し上げますと、各保険ごとに……私ども直接関係しております保険制度だけでもそれら事情が違つています。従いまして、全体として調子を合せますことは、勿論私どもとして考へなければならぬ点でございますけれども、完全に一つにするということ、同時に又、それと国庫負担の要求ということとは、大分基礎的な理由が違つて参る点があると思ひます。この辺の關係から、国民健康保険で実現ができたことは、健康保険なり、船員保険なり、厚生年金保険なりの方面で同じように実現できるかどうかということにつきまして、今私どもとしては確信のところまでは行つておりませんけれども、先ほど来申上げておりましたように、又船員保険でもちよつと申したのであります。が、船員保険では、現在本人の配偶者の分娩の給付はございせん。又事業主あたりから、船主あたりから盛んに要望のございするものは、船内給付といつて船に乗つておられます間に医師が乗込んで治療をいたしておりますが、保険給付の内容として範囲外になつてゐる、それを入れて頂きたいという要望であります。これらの点を考へますと、健康保険と足並みを揃える、そういう点から考へますと、私どもとしては、保険給付のほうでも歩調を合せる必要が両保険の間ではあるのでございます。何もかも申上げて恐縮でございますけれども、国民健康保険の場合と健康保険の場合とは又事情が違ひます。いろいろその歩調の根拠等はさきへん、ございしますが、要は、私どももいたしましては、いずれの保険におきましても給付の内容を必要の限度に高めて参る、それに必要な財源が他に補填の途がないとすれば、何とか一つ、これは従来の主張であります。が、社会保険に対する国庫の負担という精神で国のほうから当然出してもらうべきだ、それによつて健康保険の

場合には傷病手当の給付を出す。その他の点においてもいろいろ各方面から御要望があり、財政上の理由等も加えてお断りをせざるを得ないような事情があります。御質問に対して余計なことを申上げて恐縮でございますが、そういうような考へ方から、非常に確信を持つたお答えをいたしかねるのであります。が、私どもとしては苦しいながらも説明はつくと思ひます。十分努力いたすつもりでございます。

○廣瀬久忠君 私は、必ずしも全部同じに各社会保険がならなければならぬと思ひませんが、併し同じ健康保険の中で、療養の給付と手当金と違つた取扱になつておるといふことは、甚だ適当でないと思ひます。まあ確信までお持ちにならなくても、私としては強い希望をいたしておく次第で、これで質問を終ります。

○林了君 保険局長にお尋ねしますが、厚生年金の問題で、現在大蔵省に預託してある総額はどれくらいでございますか。

○政府委員(久下勝次君) 昭和二十八年、本年の六月末現在、総額六百七十六億五千六百万円、ちよつと端数がございしますが……

○林了君 その預託してあることについて、厚生省が大蔵省に預託してあるものと、厚生省が更に預金部資金の中にできた差額があると思ひますが、それはどのくらいになつておりますか。それからもう一つは、その差額に対して利子がついたものが一体この厚生年金の基金の上に繰入れられておると思ひますが、或いはその一部がどういふふうに使われておるか、それをちよつと……

○政府委員(久下勝次君) 第一のお尋ねの趣旨がよく了解をいたしかねるのであります。現在の厚生年金の財政のやりくりと申しますか、やり方は、こういうやり方をしておるのでございします。毎年々々の保険料を厚生保険特別会計の年金勘定の歳入に見込んで、同時に又積立金によつて生じて来ます利子、これも同様に歳入に繰入れます。その他の雑収入を繰入れまして、厚生保険特別会計年金勘定の歳入にいたしました。それから一方、年金給付が、傷害年金等が始まつておりますので、それらの支給に要する費用或いは業務勘定の繰入額等の歳出に組みまして、その歳入と歳出を見るのであります。大体昭和二十八年年度の予算と申しましても、歳出は五十数億に過ぎません。これに対して保険料及び積立金の収入は二百億を超えております。そのうちと相当な差額が出るわけであります。その差額を、年度を過ぎました、或いはその保険料がどん／＼溜まつて参つて年金に入つて参りましたその都度、仮に預託をいたします、そうして決算が済みましたあとで、正式に積立金としての預託をすると、こういうような扱いをしておりますので、差額という問題は、その意味では、あると言へばあるし、そういう取扱になつておりますので、そういうお答えができませんと思ひます。

それからこの積立をいたしました金は、營業資金として預金部資金運用部におきましてはこれ又他の資金運用部の収入と一括して歳入に組みまして毎年毎資金運用計画を立ててやつておるのであります。が、何か御質問の点がちよつと御了解しにくいのですが、その点はどういふふうか……

○林了君 その預金部運用資金に一括して収入になつた分が、その枠内で使われている、各方面のほうに出てゐるようでありまして、厚生關係の方面に特に還元融資されてゐる分をちよつと私伺いたしたいと思います。

○政府委員(久下勝次君) 丁度この制度ができて少し積立金が溜まりましてから終戦直後まで、若干の金が勤労者の住宅、宿舎、或いは病院、そのほかいろいろの補導施設などに使われるように出されたのであります。又社債の買入をさせられたようなものもございします。その金額を年度別に参考までに申しますと、昭和十八年度は十萬圓、それから昭和十九年度は五百三十九萬三千圓、今申上げたような目的のために出されておる。それから昭和二十年度に千二百四十二萬七千圓、昭和二十一年度に二百七十三萬圓。以上のようなものがその当時出されておりましたが、連合軍總司令部の指令によりましてこれが禁止をされて、現在の資金運用部資金法に至つておるのでございします。併しながらこれは多年の御要望でもありましたので、私どもとしては今おつしやいました還元融資の実現をその後もずっと主張し続け参りました。昨年度占領政策の廃止と同時に事実上現行法のままで還元融資は行われることになりました。昨年度は病院に六億、労働者住宅に十億、計十六億圓が直接年金被保険者の施設として還元されました。昭和二十八年、即ち今年度におきましては総額二十五億の金が同じく病院或いは勤労者住宅資金として融資されることになつておるわけでありまして、合計以上申上げた数字を集計いたしますと四十一

億二千六十五万円、これだけが年金制度始まりまして以来いわゆる還元融資の形式で出されたものでございます。

○林了君 今の御説明ではぼろぼろかりましたけれども、この四十一億という金が現在今言われました六百七十六億五千六百万円に対して非常に少い金でありますので、これは厚生省は今のお答えで大変、司令部から禁止されて以来、このことについては努力をされておるといふお話であります、是非ともこれは、厚生年金はこの方面の厚生関係の還元融資をするという面にもう少し使つて頂きたい。又そういうふうなふうに大蔵省にも話をして頂きたいと、こう思ふのであります、同時にこの金額六百七十六億全体を厚生省で預かるというふうなことはできないにいたしまして、私はこの一部分を、少くとも利子ぐらゐは厚生省で預かつてもらつて、直接その関係方面にこれを使つて頂くといふことを考えておられないかどうか、これを一つ伺ひたい。

○政府委員(久下勝次君) 還元融資の額を漸次増額して参りますことは私どもとしても考えてもおります、又現に昨年に比較して約十億ほど増えたもの、これらの主張が認められた結果であると考えておるのであります。この点は今後とも努力いたす所存でございます。ただ資金運用部に積立てておりますこの積立金を全部或いは一部別途の運用をするといふことにつきましては、私どもとしてはまだそこまで考えがまとまつておりませんのであります。この点については随分御要望も多いのであります、是非そろすべきであると言われることもある

のでございます。ただどうしてもこれは考えなければいけないことは、今後数十年後に勤労者の年金として支給をされる重要な財源でございますので、その間における運用といふものはできるだけ有利であることは勿論でございますけれども、併しながら絶対に確実でなければならぬといふことが一つ要請されると思ふのであります。そういう面におきまして、よほどのことがございまして、この重要な年金支給のもとになります積立金が確実に保管をされるという点を考えて参りますとき、簡単に国庫資金から引離してしまふことがいかどうかという点につきまして、もう少し研究を要する点があるのではないかと考へておられます。これは極く僅かな例で私の申し上げることを例証して申上げて見たいと思ふのであります。戦争中に満洲国の国策会社などの社債を国の方針でこの資金から、この資金であえて買取られたと申してよろしいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 戦時中、戦の結果これが全然無価値になりましたので、それだけ厚生年金の中に穴があいたのでございます。併しこれは先ほど来申しておりますように、この金額は大したこともございせんが、当時の金で社債、国債合せて二十一億を買われまして、そのうちの一部分は満洲重工業、或いは満洲興業等の社債を買入れたのであります。これは当然その分が赤字になるのであります、これは厚生年金の赤字といふことでなく、国庫の一般財源の赤字に振替えてもらひまして、年金としては積立てた金がそのまま確保いたされましたような実例もございまして、かような点から

考へまして、私どもとしてはこの問題はよほど慎重に考へる必要があると思ふのでございます。

○林了君 厚生省が何となく大蔵省に對して遠慮されていゝといふような気が持てるのではないかと私も思つたのですが、私がもう少し研究して見ないとかかりませんが、少くとも厚生年金はこれを納めた勤労大衆のために還元を全部してもいいといふような私は考へを持つてゐるのですけれども、これを特別扱いする意思が今のところないといふ御意見ですけれども、まあ御研究をなさつた結果どういふふうになるか、これは御答弁を頂けないにいたしまして、私はこの問題はむしろ厚生省が率先して頂いて厚生年金は厚生省でこれは自分の所管にする、而も金を預かつてこの方面に還元融資をやるといふ私は熱意を持つて頂きたいと思ふのです、これは局長さん、これについて如何でございましょうか。

○政府委員(久下勝次君) 皆様からさういふ意味合いにおきまして御注意を頂いてゐるのであります。ただ私どもといたしましては、主たる理由は先ほど申上げたやうな理由でありまして、勿論さうした御意見に對して、私どもは否定的な態度は全然とつておりません。たださういふ態度で、本式に厚生省が乗り出して交渉を始めるといふ段階までにはまだ検討は済んでおりませんので、もう少し考へさして頂きたいといふ意味で申上げておるのであります。

○林了君 それでは今、更にお伺ひいたしますが、それでは厚生省は自分のほうでそれをやる意思がないといふのではなく、むしろやろうといふ御意見で、或いは又御意見はお持ちなことは……、我々のほうで承知して差支えありません。

○政府委員(久下勝次君) そういふふうに念を押されますと、非常に苦しいのであります、やろうといふことは結局、やろうといふことがきまればその線に向つて交渉も始めなければならぬと思ひます。私どもとしては、まだ厚生省でやろうといふところまで全面的な決断は下し得ない状態であるといふことを申上げておるのでございまして、さうかといつて、やらないといふ結論では毛頭ないといふ意味で申上げておるのでございます。

○林了君 なおこの質問は、今日はこれで保留して、次に又議りたいと思ひます。

○有馬英二君 本日この法案に對して直接関係ではないのであります、保険のことに關連いたしましたので、少し質疑をいたしたいと思ひますが、只今皆さんにお話をいたしました北海道における保険医の不当処分に関する陳情というのがあります。北海道の札幌医師会の人から私どもの手許に参りましたので、いろいろ話合つて見ただけであります、かねて保険監査につきましては、本年の三月に、当委員会で、長崎、広島等の例がありまして、本委員会が山下委員等も非常にその点について御審議になつておること、私は記憶しておるのであります、さういふ矢先でもあり、是非この点について当局の意思を一つ明らかにした

と思つておるのでありますから、ちよつと時間を頂きまして当局に對してこの点について質問したいと思つております。

北海道における保険医に對する不当処分といふことであります、昭和二十八年の五月の二十三日付で、北海道知事から、道内各地の保険医四十四名に對して、指定取消その他の処分があつたのであります。そこで札幌市の医師会におきまして、それを調査いたしましたところ、その処分に誠に不当な点があるといふので、本日その陳情書を提出したのであります。ここでは余り時間もございせんから、極く概略……、あとからそれをお説き願ふことにいたしまして、概略その点をつまんで申上げますと、昭和二十六年の八月に行われた保険監査後本年まで、何ら指導といふことも、注意もなしで、全然放任をして置いて、にわかに処分して、その間注意も何もしてないわけでありまして、それが一つ。

それから処分について用いたといふことの基礎資料である調査書の内容が甚だ不完全である。当該保険医の承認を求るものであるにもかかわらず、承認を求めたやうな形式で擬装して、そしてこれを社会保険医療協議会に提出したといふのであります。それからこの処分を行うに當つて、まあ被告と申しましようか、医療者に弁明の機会を与えておらない。そして一方的、独断的な処置に及んで、保険医の生活権を剝奪するやうな指定取消を行なつてゐる。それから地方社会保険医療協議会等の運営上にも甚だ解しがたい点がある。それから更に社会保険医協担当者監査要綱というものが厚生省から出されておる

五

○有馬英二君 かよりの長い間一年何
月か前のことを資料として取扱つてお
るというような、今の御答弁では保険
課長の異動があつたというようなこと
で選れてゐたといふことでありますけ
れども、何らかこれは当局の落度があ
るけれども、それを纏束するために、中にはこ
ういふことが書いてあるのですが、保
険課長の不信任案を医師会のほうで出
したといふようなことにはからんで、報
復的な処置に出たのではないかといふ
疑いが濃厚であるということが陳情書
書いてある。それは推察に過ぎない
でありますし、うけれども、多分にそ
ういふにおいがすると思ふとも思ふ。
ういふことは保険当局としては誠に
まなければならんことであらうと考
るのであります。が、そういうことに
いてどうであるか伺いたい。

趣旨は、先ほども申し添くどいようであります。御案内のように医師なり歯科医師の免許の取消、免許権の停止というやうな法律上の制度がございます。停止というやうな法律上の制度がございます。まず、期間が過ぎれば当然に復活するわけでございます。ただ取消という法律上の制度は仮に期間付きというやうなことをやりましたも、当然に戻るというやうなことになるかもしれません。ですから、そこでやういふやうにただだけに書いただけに過ぎないので、実質的には停止と同じやうな考えで、期間付取消を取扱うという趣旨を現わしたに過ぎないのでございます。全般的に取消を受けましたかたは、その後において適当であると認められた時期が参りますれば期間の長短を問わず必要な時期に再指定をなされることは当然と考

えておる次第でございます。

○有馬英二君　もう一度その点に、こ

ここに明記されていないという、指定を取消された、処分を受けた者がどう

いゝような手続をしていいか、或いは
 そういゝ手続をして、それがどういゝ

時期にそれが再指定になるかならんか
というようないことが明文にないもの

ですから、非常に不安な念を抱くと私は思う。お説のように随分悪いことを

して医師免許状を取上げられて、医師の行爲ができないというような非常に

ひどい処分を受けた者でも、一定の期間致愛の情で明らかであるといつたよ

うなことがあつた場合は、審議会の議

うになつておるのである。まあそういう

ら、この際にも、ここには故意に不正又

はありませんが、ほかの方面も同じであります。甚だ不利益をこうむる人出て来るのでありますから、この点について若し協議会のほうではつきましたそういう規定がないというようことであれば、この際はつきりした定を作つて正当なる運用を期したい私は思うのです。それですから、そういうことをお尋ねしたわけですが、

になつて医療協議会が、これは何も北海道ばかりのことではないのです。各地の協議会に十分間違ひのないように当局から注意を寄せられたいと私は思うわけですが、なお最後にこの処分が、只今質問したようなことからして、甚だ當を得ていないというようにことが明らかになればこの処分を取消することができるか、或いは取消するように当局から知事に対して取消をあなたのほうから、当局から申付け、申付けと言つてはおかしいかも知れませんが、注意をされるか、そういうことについて。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど申し上げましたことにちよつと補足して申し上げておきますが、法文が出て参りました、御参考までに、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律というのがございまして、この法律によりまゝと中央及び地方協議会の議事規則につきまゝはそれ、中央及び地方の協議会において定めるといふ規定がございまして、定足数なり、議決数につきましては一切任されておるわけでございます。それらの運用につきまゝとお話のような点がありますとすれば、私どもとしてはそれが違法であるかどうかは別問題といたしまして、少くとも不当な処分であるというやうな材料がございすれば、関係の通知事に嚴重に警告をいたす所存でございます。それがその程度のものでありまするか、或いは當然無効になりまする程度のものでありまするか、この点につきまゝしてはなお精密に調査いたしませんと何ともお答えできませんが、善処する考えでございます。

○有馬英二君 なおこの処分が不当であると云つて、この処分を受けた保険医が訴願をするということについて、何か手続が明らかになつていないのですが、そういうようなことについてはどういふやうな、一般の処分についての訴願を行うと同じやうな手続で訴願をするのですか、それについての御意見を伺いたい。

○政府委員(久下勝次君) 只今の制度としては、行政処分に対する不服につきましては、各種の訴願の制度がございまして、保険医の指定取消の処分につきまゝは、お話のようにその制度がございせんので、従いまして一般法に基きまして裁判所に訴願を提起することとはできることになると考えております。これを行政上簡易迅速に、而も公平に不服の訴えを処理するやうな機関を作るべきであるというやうなことにつきまゝしては、私ども実はその必要を感じておるものでございます。ただこの問題は保険医の身分等についてもいろいろ御議論もある際でございますので、これらの問題と併せて検討をいたす必要があると考えて、暫らく研究の時期を待つておるやうな実情でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○榎原亨君 只今の問題に関連して二、三質問がありますが、今日は時間のありませんので、この次に今の実情の御報告のありますときまで保留したいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。

保険関係四法案の審査は、本日は

この程度にいたしまして次に移りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に歯科医師法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案者から提案の理由を御説明願ひます。

○林了君 提案理由を御説明いたします。只今議題となりました歯科医師法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

歯科医業の本質は、歯科領域の疾病の診療にあり、人体全体を対象としたものではないといわれておりますが、が、歯科医業の一部門であるといわれる口くう外科におきましては、その治療中に大出血等のために死亡という事実が稀に生ずるのであります。かやうな場合に、現行法のごとく、歯科医師みずから死亡診断書を交付することができないといふことになっておきますと、口くう外科を担当する歯科医師の責任の所在の明確を欠く虞れがあると共に、現代歯科医学がますます一般医学と共に進歩しつつある現状より我が国歯科医学の発達を阻害しておることになるのであります。

更に、歯科医師は、医師と共に国民医療の担当者として、解剖学、生理学及び病理学その他の一般基礎医学に対しても一定の学識を修得しており、みずから診療した者に対して死亡という現象が生じた場合にもその正確な判断を下す能力を十分有しておるのであります。

従いまして、死亡診断書の交付の能力を十分有しておりますこの歯科医師に對しまして、その交付を認めますことは、歯科医療の向上の点から見ましても重要な意義を有するものであると信じて、ここに本改正案を提出した次第であります。どうか、御審議の上、速かに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(堂森芳夫君) 質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないことを認めます。

それではこれを以て本日の委員会は閉会いたします。

午後零時九分散会

昭和二十八年八月十三日印刷

昭和二十八年八月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局